

旅館、興行場、公衆浴場等の建築確認申請取扱要領

- 1 建築主は、旅館、興行場、公衆浴場等を建築する場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により建築審査課へ提出する確認申請書には、保健所長の意見書又は千葉市旅館業営業許可指導要綱（以下「要綱」という。）に規定する旅館等にあつては、市長の事前協議通知書（以下「意見書等」という。）を必ず添付すること。（申請部分の延べ面積の広狭にかかわらない。）
- 2 建築審査課において、前記意見書等の添付がない確認申請書の提出があつた場合には、意見書等の意義を説明し、保健所へ差し向けること。
- 3 意見書等交付手続
 - (1) ホテル・旅館・簡易宿所（旅館業法施行規則第5条第1項各号に掲げる施設（以下「特例施設」という。）は除く。）については、要綱による。
 - (2) 意見書交付願は、別記様式1により図面各2部（次の区分による。）を添えて保健所長へ提出する。
 - (ア) 下宿営業及び特例施設にあつては、平面図（施設の内容に有効面積記入）、配置図、見取図（申請地の周囲200mの状況を明確にしたもの。）
 - (イ) 公衆浴場（一般公衆浴場）にあつては、平面図（施設の内容に有効面積記入）、見取図（申請地の周囲400mの状況を明確にしたもの。）
 - (ウ) その他の公衆浴場（一般公衆浴場以外のもの）にあつては、平面図（施設内容の有効面積、マッサージ台の位置、数及び浴槽の容量等を明記したもの。）、配置図、見取図（申請地の周囲200mの状況を明確にしたもの。）
 - (エ) 興行場にあつては、平面図（施設の内容に有効面積記入）、配置図、見取図（申請地の周囲200mの状況を明確にしたもの。）
- 4 保健所長は、意見書交付願を受理したときは内容を審査したうえで、意見書（別記第2号様式又は第3号様式）に図面一部を添えて申請者に交付する。

ただし、下宿営業及び特例施設については、旅館業法の規定により施設長の意見を求める必要があるときはその意見を求めたうえで意見書を発行すること。

また、ホテル・旅館・簡易宿所（特例施設を除く。）については、要綱による事前協議通知書（要綱第2号様式）を申請者に交付する。
- 5 申請者は、意見書等を確認申請書（建築物）の（正）に添付し、建築審査課へ提出する。
- 6 営業許可申請書には、建築主事の発行した検査済証の写しを添えて保健所長へ提出する。
- 7 保健所長は、前項の申請書を受理したときは、消防局長へ防災設備について

査察を依頼する。なお、査察については「旅館・ホテル等防火安全対策について」（昭和63年3月31日付け事務連絡）によるものとする。

- 8 保健所長は、前項の査察結果に支障がなく更に施設について調査を行い基準に合致している場合は営業許可を与える。

附 則

この要領は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。